

制限行為許可申請等の受付期間

対象

都市公園内制限行為許可申請（山梨県都市公園条例4条関係）

都市公園占用許可（都市公園法6条関係）【催しのための仮設工作物に限る】

受付期間

◎行為や占用を開始する日（以下、行為等開始日）の概ね6ヶ月程度前から申請を受け付ける行為は、以下のとおりとする。

- ① 国、県（警察、教育委員会含む）が主催、共催する行為
- ② 国、県（警察、教育委員会含む）を含む実行委員会等が主催、共催する行為
- ③ 施設整備負担市町村が主催する公益的な行為
- ④ 当該公園の指定管理者が主催する条例第11条に定める各公園の業務のための行為
- ⑤ 富士川観光センター、考古博物館が主催、共催する行為

◎行為等開始日の概ね4ヶ月程度前から申請を受け付ける行為は、以下にとおりとする。

- ① 市町村が主催、共催する公益的な行為
- ② 住区基幹公園における誘致圏内の自治会等が行う行為
- ③ 当該公園を含む区域を管轄する消防団等が行う行為
- ④ 幼稚園、小学校等の学校教育法に規定されている学校が行う行為
- ⑤ 乳児院、保育所等の児童福祉法に規定されている施設が行う行為
- ⑥ 私立学校法に規定されている学校が行う行為

◎行為等開始日の概ね3ヶ月程度前から申請を受け付ける行為は、以下のとおりとする。

- ① 上記以外の行為